

# 議 事 録

1. 日 時 令和6年6月24日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

## 3. 出席委員

1 番	山崎 由紀浩	2 番	寺嶋 実	3 番	中島 繁樹
4 番	山本 建樹	5 番	立花 吉廣	6 番	藤田 哲夫
7 番	池田 賢治	8 番	竹内 博之	9 番	橋本 誠二
10 番	藤田 正子	11 番	山端 昌明	12 番	村上 和義
13 番	荻野 俊明	14 番	荻野 啓司		

以上 14名

## 4. 欠席委員

以上 0名

## 5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	荻野 雅章

以上 6名

## 6. 事務局

加藤事務局長 岸本係長 宮本事務職員

以上 3名

## 7. 議 事

### 議事内容

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと

議案第20号 非農地証明願審議のこと

議案第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと

報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

報告第18号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

議案第19号 明石市農業委員会事務処理要綱の一部を改正する要綱制定のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第13回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

13番 荻野 俊明 委員

14番 荻野 啓司 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより「議案目録」に従い、議事を進めます。  
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が3件、「報告」が3件です。  
はじめに「農地法第19号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題に  
します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 今月は、1件の申請がありました。  
先日の小委員会で現地調査をしていますので、1番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。  
議案第19号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査  
の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種  
類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項  
各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、先日の小委員会では、  
「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員  
会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。  
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。  
よって、「議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可するこ  
とに決定しました。

山本議長： 次に「議案第20号 非農地証明願審議のこと」を議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 今月は、1件の証明願がありました。  
先日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第20号の1番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりです。現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので第2種農地です。

現地の状況ですが、山林化していました。先日の小委員会では、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく願います。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。当委員会で、非農地と判断することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第20号 非農地証明審議のこと」は非農地と判断することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年

法律第56号)附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。

「報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第17号」「報告第18号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 次に、「報告第19号 明石市農業委員会事務処理要綱の一部を改正する要綱制定のこと」について報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： 本案について、ご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 買受適格証明は、どういった証明ですか。

事務局職員： 通常の不動産の競売の場合は最高価買受申出人が競落することになりますが、農地の競売の入札に参加する場合、農業委員会が交付する買受適格証明書が必要になります。入札に参加しようとする者は、買受適格証明願に必要な添付書類を添えて事務局まで提出しなければなりません。具体的には、農地法第3条若しくは第5条の許可又は第5条第1項第6号の届出に必要な書類です。例えば、農地として買い受けたい3条許可の場合であれば、土地登記事項証明書、位置図、公図、営農計画書、農業経営確認書などを添付してもらい、全部耕作・地域調和・常時従事の各要件を農業委員会において実質的に審査し、適格と認められれば買受適格証明書を交付します。そして、最高価で競落した場合、申請書又は届出書に落札証明書を添付して提出してもらい許可証又は受理通知書を交付して所有権移転してもらいます。

山本議長： よろしいでしょうか。

〇〇委員： はい。

山本議長： 他に、ご意見、ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご質問もないようですので、「報告第19条 明石市農業委員会事務処理要綱の一部を改正する要綱制定のこと」は、以上で報告とします。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。  
これで、第13回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時27分 終了)

※ 小委員会                      令和6年6月21日 午後2時00分～

・出席委員

山本会長      中島職務代理者      藤田(正)委員      藤田(哲)委員  
橋本委員      荻野(啓)委員

・事務局

岸本係長      宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 荻 野 俊 明

署 名 人 荻 野 啓 司